

平成 27 年 6 月 定例会
請 願 文 書 表

請願第 2 号

「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書の提出を
求める請願について

請 願 文 書 表

【平成27年6月定例会議】

受理年月日	受理 番号	紹介議員	提 出 者	付 託 委員会
平成27年 6月1日	請 願 第2号	片田 真弓 前川 英貴	徳島市両国本町1丁目36 -1 ぶびすやビル2F 「戦争をさせない1000人 委員会」徳島 代表者 大西 聡	総 務 常任委員会
<p>(件名・要旨)</p> <p>「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書の提出を求める 請願について</p> <p>【請願の要旨】</p> <p>歴代政権は、これまで一貫して、「憲法第9条のもとにおいて許容されてい る自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべき ものであり、武力行使を行うことが許されるのは、我が国に対する急迫、不正 の侵害に対処する場合に限られる。したがって、他国に加えられた武力攻撃を 阻止することをその内容とする集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」と してきた。</p> <p>この解釈が、日本国民のみならず、諸外国との外交関係においても定着し、 日本が戦後戦争に巻き込まれない歯どめとなってきた。そして、戦後日本は、 これを背景に世界に類を見ない経済成長をなし遂げてきた。</p> <p>しかしながら、現・安倍内閣は5月14日、昨年7月の集団的自衛権の行使 を「限定的」に可能とする憲法解釈の変更を踏まえ、これまでの専守防衛政策 を根底から転換する安全保障関連法案を閣議決定し、開会中の第189回通常国 会に上程した。また、安倍首相は、4月訪米時の米国連邦議会上下両院合同会 議での演説で、「この夏までに実現する」と決意を示している。</p> <p>安倍内閣が、日本国憲法を改正することにより集団的自衛権を行使するの ではなく、一内閣の閣議決定のみの手続で国の最高法規である憲法の解釈変更を 行うことに問題があるにもかかわらず、さらに安全保障関連法案は、「存立危</p>				

機事態」、「重要影響事態」や「国際平和共同対処事態」などの新たな概念のもとに、日米安全保障体制を地球規模の日米軍事同盟に拡大させ、米国とともに世界的な規模で武力の行使＝戦争にかかわっていくことを可能とするものであり、「戦後70年」の安全保障政策を根底から変質させるものである。

このような国のあり方を左右する重大な問題については、拙速な議論が行われるべきではなく、法案等の内容を国民にわかりやすく、十分な説明を行い、国民的な議論が尽くされるべきものである。

ついては、貴議会として、地方自治法第99条の規定により、「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書を決議していただけるよう請願する。

【請願事項】

「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書を国へ提出すること。